

## 栃木県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月14日

栃木県監査委員 佐藤 良  
同 亀田 清  
同 金井 弘 行  
同 石崎 均

### 監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
県東環境森林事務所	平成29年5月19日	工事事務のうち、災害関連緊急治山事業費に係る土留工外工事の設計積算において、工事用道路に敷設する敷鉄板の運搬費の計上が漏れていたため、設計額が過小となっているものが1件340千円あった。	設計積算に当たっては、設計基準に基づき、適切に計上するよう関係職員に周知徹底するとともに、所内設計協議における設計内容の詳細確認や「設計諸元チェックリスト」の見直しなどのチェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。
芳賀農業振興事務所	平成29年7月7日	工事事務のうち、農業基盤整備促進事業費（国庫）に係る農道舗装工事の設計積算において、共通仮設費及び現場管理費の補正に当たり、地域特性区分の適用を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件638千円あった。	再発防止に向け職員に周知するとともに、設計積算時において適用区分をしっかりと見定め、一層慎重に審査を行うなど適正に基準を運用し、同様の事態が起きないように努めて参ります。 なお、本年度執行工事においては、適正に対処しております。
那須農業振興事務所（那須広域ダム管理支所）	平成29年7月18日	工事事務のうち、農村振興総合整備事業費（国庫・県単）に係る橋梁工事の設計積算において、共通仮設費及び現場管理費の補正に当たり、地域特性区分の適用を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件1,062千円あった。 また、当該工事に係る県道の区画線工では、安全対策の上から、交通誘導警備員を配置する必要があったが、設計積算において交通誘導警備員を計上しておらず、安全対策に必要な措置が講じられていなかった。	再発防止に向け職員への周知啓発を行うとともに、地域特性区分の適用については、担当者に選定理由や変更前後における現場条件の変化の有無についても確認するなど一層慎重に審査を行うことで適正な基準の運用に努めます。 また、安全対策については、現場条件等を確認し適切な安全対策を講じるとともに、関係機関との協議内容、許可条件等を遵守し、設計積算に反映するよう努めます。

	<p>今後、工事の実施に当たっては 適正な設計積算に努めるととも に、確実な安全対策が執られる よう適切な運用を図られたい。</p>	
--	--	--